

第二種貨物利用運送事業の許可申請（外航）

外航運送に係る第二種貨物利用運送事業を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受ける必要があります（法20条（許可））。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通大臣あてに申請して下さい。

（1）第二種貨物利用運送事業許可申請

貨物利用運送事業法

- 第20条 第二種貨物利用運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 第21条第1項 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 第2号 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、営業所の名称及び位置、業務の範囲その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画
- 第3号 貨物の集配体制の拠点、貨物の集配の体制その他の国土交通省令で定める事項に関する集配事業計画

貨物利用運送事業法施行規則

（事業計画関係）

- 第18条第1項 法第21条第1項第2号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 第1号 利用運送機関の種類
- 第2号 利用運送の区域又は区間
- 第3号 主たる事務所の名称及び位置
- 第4号 営業所の名称及び位置
- 第5号 業務の範囲
- 第6号 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては保管施設の概要
- 第7号 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要
- 第8号 実運送事業者又は貨物利用運送事業者からの貨物の受取を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置

（集配事業計画関係）

- 第18条第2項 法第21条第1項第3号の集配事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 第1号 貨物の集配の拠点
- 第2号 貨物の集配を行う地域
- 第3号 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置
- 第4号 貨物の集配を自動車を使用して行う場合にあっては、次に掲げる事項（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条又は第35条第1項の許可を受けている者にあっては、ハに掲げる事項を除く。）
- イ 各営業所に配置する事業用自動車（貨物の集配の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の数
- ロ 自動車車庫の位置及び収容能力
- ハ 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
- 第5号 貨物の集配を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住

所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数

（2）添付書類

貨物利用運送事業法

- 第21条第2項 前項の申請書には事業の施設その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

貨物利用運送事業法施行規則

（添付書類）

- 第19条第1項 法第21条第2項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。
- 第1号 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
- 第2号 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類（貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類を含む。）
- 第3号 自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第3条又は第35条第1項の許可を受けている者を除く。）にあっては、事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類
- 第4号 既存の法人にあっては、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書
- 第5号 法人を設立しようとするものにあっては、次に掲げる書類
- イ 定款（商法（明治32年法律第48号）第167条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本
- ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
- ハ 設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類
- 第6号 個人にあっては、次に掲げる書類
- イ 財産に関する調査
- ロ 戸籍抄本
- ハ 履歴書
- 第7号 法第22条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

その他必要な添付書類

- a) 集配を他の者に委託する場合にあっては、受託者との業務委託契約書の写し
- b) 貨物利用運送事業部門の組織体制の概要

（3）欠格事由

貨物利用運送事業法

- 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、第20条の許可を受けることができない。
- 第1号 第6条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者
- 第2号 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者の行う国際貨物運送又は航空運送事業者の行う国内貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を営もうとする者であって、第6条第1項第5号イからニまでに掲げる者（以下「外国人等」という。）に該当するもの
- 第6条第1項 国土交通大臣は、第4条の規定による登録の申請をした者が次の各号のい

【外航第二種／新規許可申請】

- れかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。
- 第1号 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 第2号 第一種貨物利用運送事業の登録又は第二種貨物利用運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 第3号 申請前二年以内に貨物利用運送事業に関し不正な行為をした者
- 第4号 法人であって、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの
- 第5号 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者が本邦と外国との間において行う貨物の運送（以下「国際貨物運送」という。）又は航空運送事業者が行う本邦内の各地間において発着する貨物の運送（以下「国内貨物運送」という。）に係る第一種貨物利用運送事業を営もうとする者であって、次に掲げる者に該当するもの
- イ 日本国籍を有しない者
- ロ 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- ハ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
- ニ 法人であって、イからハまでに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

(4) 申請方法

外航二種事業許可申請は、国土交通大臣あてに申請書を作成し、必要な書類を添付の上、国土交通省総合政策局国際物流課又は各地方運輸局海事振興（海事）部、神戸運輸管理部貨物（港運）・海事産業課、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課あてに申請してください。この場合、郵送により申請することもできます。

★郵送による受付については、以下の点にご留意下さい

- ①あて先には、外航利用運送担当と明記して下さい。
- ②書留等配達を証明する郵便で送付願います。
- ③受理印を捺した申請書の控えの返送を希望される方は、申請書（控え）及び必要な金額の切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。
- ④申請について、修正等が必要となる場合、申請内容に疑問点がある場合には、来庁していただく場合があります。

(5) その他

- ・港湾運送事業については、本法の適用外のため、第二種貨物利用運送事業許可の対象となりません。
- ・国際運送に係る貨物利用運送事業について、本法による登録又は許可の対象となる事業は、輸出に係る貨物利用運送事業のみが対象であり、輸入及び三国間に係る貨物利用運送事業は、本法の規制の対象となりません。
- ・事業計画及び集配事業計画について、他の利用運送機関の種類に係る第二種貨物利用運送事業等も併せて申請する場合は、利用運送機関の種類毎に別葉にして申請してください。
- ・貨物利用運送事業については国土交通省ホームページでもご覧いただけます。
<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05400.html>

【外航第二種／新規許可申請】

・本申請は、邦人用であり、以下外国人に該当する場合は、別途外国人用をご覧ください。

○外国人事業者の定義

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- ③ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
- ④ 法人であって、①～③までに掲げる者が、
 - ・その代表者であるもの 又は
 - ・これらの者がその役員の1/3以上 若しくは
 - ・議決権の1/3以上 を占めるもの

※よくある例として、日本の会社法に基づき設立された法人であっても、代表者が外国人、役員の1/3以上が外国人、出資者（議決権）の1/3以上が外国（法）人のいずれかに該当する場合は、外国人となります。

■許認可申請書関係書類と作成上の注意

1. 【申請書】（様式1）

2. 【添付書類】

①事業の計画（様式2）

②集配事業計画（様式3）

③利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し

- ・海上運送部分は運送の收受に関する書類（見積書）で可
- ・集荷に係る集配事業者との業務委託契約書（委託の場合）
- ・着地受取事業者との契約書

注）[添付書類③]利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写しについて

- ・契約書の写しについて契約書には以下事項を含めて下さい。
 - a) 外航船舶を利用して運送する契約である。
 - b) 公序良俗に反しないものである。
 - c) 海運業界の慣例等を踏まえ、常識的かつ合理的なものである。
 - d) 貨物利用運送事業が円滑に行われることを担保するものである。
- ・外航実運送事業者との利用運送契約書の添付が困難である場合には、実運送事業者等との間で取り交わした運賃の收受に関する書類（運賃の見積書等）の添付に代えることができます。
- ・貨物自動車による集荷業務として他の事業者に委託する場合には、受託事業者との集配業務委託契約書の写しを添付してください。
- ・なお、申請時において契約が締結されていない場合には、契約書（案）に代えることができます。この場合、許可日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出すること。

④貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類

- ・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の見取図、平面図（※）
- ・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の施設について都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式4）
- ・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の使用権原を証する書面（※）
 - a. 所有の場合：土地建物の登記簿謄本
 - b. 賃貸の場合：賃貸借契約書(写)

○貨物の集配を自らの自動車を使用して行う場合

- ・計画する事業用自動車の使用権原を証する書類(※)
 - a. 購入する場合：売買契約書又は売渡承諾書（写）
 - b. リースの場合：自動車リース契約書、自動車検査証(写)
 - c. 既に所有している車両を使用する場合：自動車検査証(写)
- ・車庫前面道路の道路幅員証明書（※）
- ・事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類（※）
 - 運行管理者資格者証(写)
 - 運行管理者、整備管理者、運転者の就任承諾書等又は同意書
 - 勤務割、乗務割
 - 乗務員名簿
 - 運転免許証（写）

注）当該集配業務について集配を他の者に委託する場合又は一般貨物自動車運送事業の許可を得ている場合は、使用権原を有することを証する書類（様式5）を提出することにより（※）の書類について省略することができる。

⑤貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類

- ・営業所について都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式4）
- ・営業所の使用権原を証する書面（様式5）

⑥貨物の保管施設明細（※保管施設がある場合）（様式6）

⑦定款

⑧登記簿の謄本（履歴事項全部証明書）

⑨貸借対照表…直近事業年度における貸借対照表（過去3か年分）

注）[添付書類⑨]貸借対照表及び損益計算書について

- ・過去3か年分の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。
- ・損益計算書については貨物利用運送事業法施行規則第19条第2項の規定に基づき、添付を省略することができます。

事業を行うにあたり、以下の条件を満たしていることが必要です。

- ・財産の基礎（純資産*300万円以上）を有していること。

*純資産＝総資産－創業費その他の繰延資産・営業権－総負債

⑩役員名簿及び履歴書（様式6）（様式7）

⑪欠格事由に該当しない旨の宣誓書（役員全員）（様式8）

3. 利用運送約款

第二種利用運送事業の約款の認可申請（外航）を参照。

(様式1)

年 月 日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名(役職) (印)
(担当者氏名: TEL:)
(email:)

第二種貨物利用運送事業許可申請書

今般、第二種貨物利用運送事業の許可を受けたいので、貨物利用運送事業法第21条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名又は名称
住 所
代表者氏名(役職)

2. 経営しようとする利用運送機関の種類
「外航海運」

3. 事業計画及び集配事業計画
別紙のとおり

(様式2)

別紙1

事業計画

1. 利用運送に係る運送機関の種類
外航海運

2. 利用運送の区域または区間

国内	東京、大阪、その他地方港
国外	アジア、欧州

3. 主たる事務所の名称及び位置

名 称	位 置
本社	本社と同じ

4. 営業所の名称及び位置

営 業 所	位 置
〇〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
△△△営業所	△△県△△市△△4-5-6

5. 業務の範囲
一般事業

6. 保管施設の概要

保管施設名	住 所	所有貸借別	棟 数
〇〇営業所内	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	所有	1
△△営業所内	△△県△△市△△4-5-6	賃貸	1

7. 利用する運送事業者の概要

運送事業者	種 類	航 路	船 種	住 所	電話番号
〇〇海運(株) (代理店)〇 〇海運ジャ パン(株)	船会社	定期	コンテナ船	〇県〇〇市〇1-2-3	012-345-6789
〇〇〇(株)	利用運送事業者	不定期	RORO船	△県△△市△4-5-6	012-345-6789

8. 着地における受取事業者の名称、住所等

国名	受取事業者名	代表者名	住 所
中国	〇〇(株)	〇〇〇〇	〇〇〇〇
オランダ	△△(株)	△△△△	〇〇〇〇

(様式3)

別紙2

集配事業計画

- 「外航海運」と記載。
- 利用運送の区間
 - 「国内」には、使用する国内の港名を記載。(主要港を記載した包括的な記載も可)
 - 「国外」には仕向地(地域名(例 北米、欧州))を記載。
- 本社(外航貨物利用運送業務を統括する事務所が別にある場合は、その統括する事務所)の名称及び所在地を記載。(本社、本社に同じでも可)
- 外航貨物利用運送事業に係る営業所の一覧を記載。
 - 営業所がなく、本社のみで事業を行う場合には、「本社」、「本社に同じ」と記載。
- 特段の必要のない限り、「一般事業」と記載。
 - 特に取扱品目を限定する場合には、次のように記載。
(例) 限定品目 ○○、△△
- 保管施設の概要を記載。
 - 当該利用運送事業に供する保管施設(倉庫、上屋等)を記載。
 - 自社において保管施設がない場合は、保管施設を有しない理由を記載。
(例) 貨物の保管については、○○倉庫(株)に委託
- 利用する実運送事業者(船会社)又は外航貨物利用運送事業者を記載。
 - 事業者名、種類(船会社、利用運送事業者の別)、航路(定期航路・不定期航路の別)、船種(コンテナ船、RORO船等)、住所、電話番号を記載。
 - 代理店の場合は代理店名と船会社名を記載
- 着地の受取事業者の名称、住所等を記載。
 - 受取事業者名、代表者名、住所については、英文表記でも可。

1. 貨物の集配の拠点

仕立地	仕向地
東京	省略
大阪	
広島	

2. 貨物の集配を行う地域

仕立地及び仕向地周辺

3. 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置

営業所名	住所	所有・賃貸の別	備考
○○営業所	○○県○○市○○1-2-3	所有	併用
△△営業所	△△県△△市△△4-5-6	賃貸	併用

4. 貨物の集配体制

(自己の集配体制で実施する場合)

【仕立地(発港)】

イ) 営業所に配置する事業用自動車の数

営業所名	車両数	備考
○○営業所	5	併用
△△営業所	5	併用
計	10	

ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力

営業所名	車庫との距離	車庫所在地	車庫収容能力	備考
○○営業所	○○km	○○県○○市○○1-2-3	○○. ○㎡	
△△営業所	○○km	△△県△△市△△4-5-6	○○. ○㎡	

ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設の位置及び収容能力

営業所名	所在地	収容能力		備考
		休憩	睡眠	
○○営業所	○○県○○市○○1-2-3	○○. ○㎡	○○. ○㎡	
△△営業所	△△県△△市△△4-5-6	○○. ○㎡	○○. ○㎡	

※「特定二種のみ記載」

ニ) 運行管理者及び整備管理者の選任状況

営業所名	運行管理者	選任年月日	整備管理者	選任年月日	備考
○○営業所	○○○○	H20.6.30	○○○○	H20.6.30	
△△営業所	△△△△	H20.6.30	△△△△	H20.6.30	

※「特定二種のみ記載」

1. 集荷・配達に体制がある港を記載の仕立地・集荷拠点となる港を特定し、港名を記載。
 ・配達の拠点については省略可。

2. 「仕立地及び仕向地周辺」と記載

3. 外航貨物利用運送事業に係る集配営業所の一覧を記載。
 ・配達に係る営業所については省略可。
 ・外航貨物運送に係る貨物の集配に係る営業所に限る。
 ・一般貨物自動車運送事業と併用の場合は、備考欄に「併用」と記載。

4. 貨物の集配体制
 (自己の集配体制で実施する場合)

【仕立地（発港）】

- イ) 営業所に配置する事業用自動車の数
 ・常時使用する貨物自動車の配置車両数を記載。
 ・一般貨物自動車運送事業と併用する車両がある場合は、備考欄に「併用」と記載。
- ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫等の位置及び収容能力
 ・車庫収容能力については、面積を記載。
- ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩又は仮眠施設の所在地「※特定二種のみ」
 ・収容能力は休憩・睡眠施設毎に営業所名、所在地、収容能力を記載。
 ※添付書類：所有、賃借の裏付け書類（土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書（写）・見取図、平面図、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式4））
- ニ) 運行管理者及び整備管理者の選任状況「※特定二種のみ」
 ・集配事業計画に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則第34条及び第18条の規定に基づき運行管理者等を選任。

【仕向地（着港）】

- イ) 営業所に配置する事業用自動車の数
 ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力
 ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設の位置及び収容能力
 ニ) 運行管理者及び整備管理者の選任状況
- } 省略可

(集配を他の者へ委託する場合)

イ) 【仕立地（発港）】

受託者の氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数

仕立地	受託事業者名 住 所	代表者名	営業所名 住 所	集配用 車両数	備 考
東京	〇〇運輸(株) 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	〇〇〇〇	□□営業所 □□県□□市□□1-2-3	2	一般貨物自動車事業許可
大阪・ 広島	△△運輸(株) △△県△△市△△4-5-6	△△△△	◇◇営業所 ◇◇県◇◇市◇◇4-5-6	5	一般貨物自動車事業許可

ロ) 【仕向地（着港）】

受託者の氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数
 注：外航運送に係る貨物利用運送事業における集配事業計画では、仕向地に関する記述は省略することができる。

(省略)

添付書類（様式4）

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（記載例）

（集配を他の者に委託する場合）

【仕立地（発港）】

仕立地における受託者の氏名及び住所、法人の場合は、代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数を記載。

- ・備考欄には「一般貨物自動車運送事業者」、「外航運送に係る第二種貨物利用運送事業者」の別を記載。

★外航二種事業では、は以下の運送事業者のみ利用することが可能。

- ① 一般貨物自動車運送事業者
- ② 外航運送に係る第二種貨物利用運送事業者

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所^(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名（役職）

印

（補足）

（注）上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業（貨物の集配について、貨物自動車運送事業法の許可を受けることなく、貨物利用運送事業法の許可に基づき事業用自動車を保有する第二種貨物利用運送事業）の場合は、「営業所及び集配営業所」を「営業所、集配営業所、車庫及び休憩・睡眠施設」と記載するものとする。

添付書類（様式5）

使用権原を有することを証する書類(記載例)

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所^(注)について、使用権原を有することを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名（役職）

㊞

(補足)

(注) 上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業（貨物の集配について、貨物自動車運送事業法の許可を受けることなく、貨物利用運送事業法の許可に基づき事業用自動車を保有する第二種貨物利用運送事業）の場合は、「営業所及び集配営業所」を「営業所」と記載するものとする。

添付書類（様式6）

保管施設の概要(記載例)

保 管 施 設 名	延床面積	構 造	附 属 設 備
× × 営業所内	〇〇㎡	鉄 骨	
〇 〇 営業所内	△△㎡	鉄 骨	

- ① 構造は、鉄骨、木造等の区分を記載すること。
- ② 冷蔵倉庫等特殊な保安施設についてはその旨、注記すること。
- ③ 附属設備の欄には、盗難防止装置、火災防止装置等について記載すること。

添付書類（様式7）

役員名簿（記載例）

役員名簿

〇〇〇〇株式会社

役 職	氏 名	住 所

添付書類（様式8）

履歴書（記載例）

履 歴 書

本籍地 ○○○○○○○○○○○
 現住所 ○○○○○○○○○○○

氏 名 ○ ○ ○ ○
 生年月日 ○ ○ ○ ○ ○ ○

学 歴
 ○○年○月 ……卒業

職 歴
 ○○年○月 ……
 ○○年○月 ……
 ○○年○月 ……
 現在に至る

団体（公職）歴
 ○○年○月 ……
 ……

賞 罰
 ……

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

（注）必ず現職の就任年月日を記載して下さい。

添付書類（様式9）

【外航第二種／新規許可申請】

【外航第二種／新規許可申請】

第二種貨物利用運送事業の利用運送約款の認可申請（外航）

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第22条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏名 ○ ○ ○ ○ 印（個人印）

外航貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を行おうとする者は、許可申請と併せて、利用運送約款の認可を国土交通大臣より受ける必要があります（法26条（利用運送約款））。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通大臣あてに申請して下さい。

1. 提出書類

① 利用運送約款設定認可申請書（様式10）

② 利用運送約款

英文の場合はその和訳も併せて添付願います。

2. 注意事項

・外航運送に係る第二種貨物利用運送事業に対応した標準利用運送約款は、定めておりません。

【参考1】利用運送約款認可申請 関係法令

(1) 利用運送約款認可申請

貨物利用運送事業法

- 第26条第1項 第二種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 第26条第2項 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の利用運送約款の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「第一種貨物利用運送事業者」とあるのは、「第二種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。
- 第8条第1項 第一種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 第8条第2項 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。
第1号 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。
第2号 少なくとも貨物受取及び引渡し、運賃及び料金の收受並びに第一種貨物利用運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。
- 第8条第3項 国土交通大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、第一種貨物利用運送事業者が、標準利用運送約款と同一の利用運送約款を定め、又は現に定めている利用運送約款を標準利用運送約款と同一のものに変更したときは、その利用運送約款については、第1項の規定による認可を受けたものとみなす。

貨物利用運送事業法施行規則

(利用運送約款の認可の申請等)

- 第24条第1項 第11条の規定は、法第26条第1項の規定による利用運送約款の設定又は変更の認可の申請について準用する。この場合において、第11条第1号中「その代表者の氏名並びに登録番号」とあるのは、「その代表者の氏名」と読み替えるものとする。

(利用運送約款の認可の申請)

- 第11条 法第8条第1項の規定により利用運送約款の設定又は変更の認可をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用運送約款設定（変更）認可申請書を提出しなければならない。
第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに登録番号
第2号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類
第3号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款（変更の認可の申請の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）
第4号 変更の認可の申請の場合にあっては、変更を必要とする理由

(2) 記載事項

貨物利用運送事業法施行規則

(利用運送約款の認可の申請)

- 第24条第2項 第12条の規定は、法第26条第1項の利用運送約款の記載事項について準用する。この場合において、第12条第1号中「第一種貨物利用運

年 月 日

国土交通大臣
○○ ○○ 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名（役職） ㊞

利用運送約款設定認可申請書

今般、利用運送約款の認可を受けたいので、貨物利用運送事業法第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名又は名称
住 所
代表者氏名（役職）

2. 設定しようとする利用運送事業の種類とその運送機関の種類

第二種貨物利用運送事業（外航海運）

3. 利用運送約款

別紙のとおり

送事業である旨」とあるのは、「第二種貨物利用運送事業である旨」と読み替えるものとする。

(利用運送約款の記載事項)

- 第12条 法第8条第1項の利用運送約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 第1号 第一種貨物利用運送事業である旨及び利用運送機関の種類
 - 第2号 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項
 - 第3号 利用運送の引受けに関する事項
 - 第4号 受取、引渡し及び保管に関する事項
 - 第5号 損害賠償その他責任に関する事項
 - 第6号 その他利用運送約款の内容として必要な事項

法第8条及び法第26条の規定による利用運送約款の認可に当たっては、以下の点に留意

- ① 施行規則第12条及び施行規則24条に規定される記載事項が明確に規定されていること。
- ② 運賃及び料金の收受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。
- ③ 損害賠償等に関し利用者との契約内容が不明確なものでないこと。
- ④ 利用運送約款では、利用者に対し運送責任を負う旨が規定されていること。また、当該運送約款について、当該利用運送に係る実運送事業者の負う運送責任と少なくとも同等のものであること。

運賃及び料金設定の届出（外航）

外航運送に係る貨物利用運送事業を行おうとする者は、**第二種貨物利用運送事業の許可を取得した後、運賃及び料金設定の届出をする必要があります。**運賃及び料金を新たに設定した場合（変更も含む）、その日を基準日に30日以内に下記の書類を国土交通大臣あてご提出してください。（運賃及び料金を変更した場合も同様です。）

1. 提出書類

①運賃料金設定(変更)届出書(様式11)

②本運賃率表及び適用方法

以下及び関係法令(参考2)により基本運賃率表と運賃の適用方法を示した書類を作成し、運賃料金設定(変更)届出書に添付してください。

2. 届出のあて先及び提出先

国土交通大臣あてに本省総合政策局国際物流課又は各地方運輸局海事振興部等、沖縄総合事務局運輸部あてまでご提出ください。

3. 届出作成上の留意点

①運賃・料金届出の対象事業

・外航運送に係る第二種貨物利用運送事業許可を取得することにより、港湾運送料金を除き日本国内における貨物自動車による集荷から外航船舶による海上輸送(door to port)までを一貫した運賃・料金を設定することができます。

運賃・料金の届出対象となる事業は、貨物定期航路及び旅客定期航路を利用する貨物利用運送事業であり、貨物定期航路を利用しばら積み貨物を運送する貨物利用運送事業及び不定期航路を利用する貨物利用運送事業については、本届出は不要です。届出をする運賃・料金には、港湾運送事業(港湾荷役)の料金は含まれません

②設定する運賃・料金

・設定する運賃・料金の種類及び額、適用方法についてそれぞれ作成して下さい。
 ・外航運送に係る第二種貨物利用運送事業として door to port のサービスを提供するほか、port to port のサービスを提供することも想定される場合には、door to port の運賃・料金に加え、port to port の運賃・料金を設定し、届出をする必要があります。

③運賃・料金の設定条件

・設定する運賃・料金については、当該利用運送部分(port to port 又は door to port)のみとし、港湾運送事業者に支払う費用は含まないものとします。

④運賃・料金表

・運賃・料金表には、衆か料金、海上運賃(またはこれらを一貫した運賃・料金)、品名、LCL、FCL(207t、407tの別)、航路、日本側積出港、外国の陸揚港及びその他必要な事項を明記して下さい。
 ・上記が網羅されているものであれば、書式例に関わらずどのような形式でも構いません。・品目設定についても、個別、グループ別、包括的記述のいずれの形式でも構いません。
 ・LCL貨物については、重量等单位による基本運賃を設定し(キログラム、トン、立法メートル等)、単位を明示してください。
 ・FCL貨物については、大きさに応じ、コンテナ単位の基本運賃を提示してください。
 ・当該運賃にはサーチャージ等が含まれるのかどうか、オールインの運賃であるのかどうかについて注記して下さい。
 ・なお、複数の積出港から複数の仕向地への運賃が同一である場合には、これらの包括的記載でも差し支えありません。

⑤ 適用方法

- ・適用方法を記載したものについては、以下の内容が網羅されているものであれば、書式例に関わらずどのような形式でも構いません。
 - a) 当該料金が外航運送に係る第二種貨物利用運送事業に適用されるものである。
 - b) 特定の荷主に差別的な取扱いをしないものである。
 - c) 運賃計算方法、割引方法について、業界の慣例等を踏まえ、常識的かつ合理的なものである。
 - d) 特殊貨物の取扱等他に必要な事項がある場合、その取扱方法等について記述されるものである。
 - e) 公序良俗に反しないものである。
- ・幅運賃については、変動する海上運賃市況を考慮することを目的としています。つまり、確定額の届出のみとした場合には、海上運賃市況の変動に合わせた機動的な運賃の変更に支障を来たすことや、またその届出が煩雑化することが考えられることから、それを簡素化することを目的として採り入れています。幅運賃の範囲を超える運賃額の変動があった場合には、すみやかに届出を提出してください。

⑥ 附帯料金

- ・貨物利用運送事業において発生する附帯業務に係る料金についても本届出の対象となります。また、届出されている運賃・料金以外に新たなチャージを徴収する場合にも改めて届出を提出する必要があります。(例：米国向けコンテナ貨物において、米国政府より事前提出が求められているマニユフェストに係る作業料金としてA M S チャージを荷主より徴収する場合等。)

(様式 1 1)

年 月 日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所
 氏名又は名称
 代表者氏名 (役職) ㊟

運賃料金設定 (変更) 届出書

今般、運賃及び料金の設定 (変更) を貨物利用運送事業等報告規則第 3 条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり届出致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名又は名称
 住 所
 代表者氏名 (役職)

2. 設定 (変更) しようとする運賃及び料金を適用する利用運送事業の種別及び利用運送機関の種類

種別 第二種貨物利用運送事業
 種類 外航海運

3. 設定 (変更) する運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別 紙

4. 運賃及び料金を設定 (変更) した日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

【参考2】運賃及び料金の設定届出書 関係法令

報告規則3条（運賃及び料金の届出）

- 第1項 貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を営業者に限る。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。
- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 第2号 設定し、又は変更した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種別及び利用運送に係る運送機関の種類
- 第3号 設定し、又は変更した運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあっては、新旧の対象を明示すること。）
- 第4号 設定又は変更の実施日
- 第2項 貨物利用運送事業者（前項に規定する者を除く。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときには、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、前項各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 第3項 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第6項に規定する不定期航路事業（貨物の運送に係るものに限る。）を営む者が行う貨物の運送又は海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）第1条第1項に規定する外航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第21条の22に掲げる貨物の運送若しくは同項に規定する内航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第21条の3第1項に掲げる貨物の運送に係る利用運送を営む者は、前二項の規定にかかわらず、運賃料金設定（変更）届出書を提出しなくてもよい。

国総貨複第201号(H15.3.18)

貨物利用運送事業報告規則に基づく運賃料金設定（変更）届出書の取扱について

- 3 運賃及び料金の種類、適用方法について
- 運賃及び料金の種類、適用方法については以下に従い記載すること。
- (1) 共通事項
- ① 貨物利用運送事業者が荷主から收受する運賃及び料金は、実運送事業者に支払う運賃及び料金を貨物利用運送事業者の取扱手数料（第二種貨物利用運送事業にあっては集配料を含むものとする。）を加算した額とする。
- ② 運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示するものとする。必要最小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定することとする。
- ③ 運賃の割増・割引については、貨物の特性、サービスの形態等から割増・割引を行うことが適当と考えられるものであることとする。また、割増・割引の対象が明確にされていないこととする。
- ④ 附帯料金については、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務の料金とするが、その内容は利用者にとって分かりやすいものでなければならないものとする。また、附帯料金以外の実費についても、同様に、利用者にとってわかりやすいものでなければならないものとする。
- (3) 外航運送
- ① 外航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金は、port to port又はdoor to portのものとする。（シー・アンド・エア、シベリア・ランド・ブリッジ等にあっても同様。）また、港湾運送事業者に支払う港湾運送料金に係る料金は、届出の対象としないものとする。
- ② 外航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の適用方法については、次のとおりとする。
- (ア) 航路別品目・グループ毎に（例：家電製品、精密機械、自動車部品等）主要物品とその他の物品に分けて、重量等单位による基本運賃を設定する。原則として、LCL貨物の運賃については、重量等单位による基本運賃を、FCL貨物の運賃については、大きさ

【外航第二種／新規許可申請】

に応じ、コンテナ単位の基本運賃を設定すること。

- (イ) 主要仕向地の運賃を届け出ることとし、同運賃であれば複数の仕向地を一括して届け出る。主要仕向地ではない仕向地の運賃は、その算定の考え方を記載すること。
- (ウ) 運賃は円建てのほか、ドル建てでもよい。
- (エ) BAF、CAF、CFSチャージ等サーチャージは、基本運賃のほかに別途実費徴収する旨の記載でよい。

海上運送法

- 第1項第6号 この法律において「不定期航路事業」とは、「定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

海上運送法施行規則

- 第1条第1項 この省令において、「外航貨物定期航路事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う貨物定期航路事業をいい、「内航貨物定期航路事業」とは、その他の貨物定期航路事業をいう。

第21条の22（貨率表の設定適用除外）

法第19条の6（法第19条の7において準用する場合を含む。）の規定により貨率表を定めることを要しない貨物は、外航定期航路事業にあつては、次のとおりとする。

- 1 石炭、2 コークス、3 鉱石、4 塩、5 砂糖、6 セメント、7 肥料、8 木材、9 穀類、10 生動物、11 その他主としてばら積又は満船積を通例とする物

第21条の3第1項（貨率表の適用除外）

法第19条の6の規定により貨率表を定めることを要しない貨物は、内航貨物定期航路事業にあつては、次のとおりとする。

- 1 石炭、2 コークス、3 鉱石、4 塩、5 砂糖、6 セメント、7 肥料、8 屑ゴム、9 木材、10 穀類、11 銑鉄及び鋼材、12 わら工品、13 その他主としてばら積又は満船積を通例とする貨物